

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十二号

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 平成二十一年度においては、県外の重要港湾に起点、寄港地又は終点が存する一般旅客定期航路事業の用に供されているフェリーボート又は高速艇が重要港湾の栈橋（フェリーボートの接岸施設を含む。）若しくは浮栈橋又は可動橋を通常使用する場合の係船料又は使用料についても免除することができる。この場合においては、第八条の規定にかかわらず、既納の使用料を還付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の広島県港湾施設管理条例の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。